

# 新型コロナウイルス感染症対策 のための緊急提案

令和2年3月27日  
兵庫県

## 目 次

- I 医療提供体制の充実、感染拡大の防止・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  
- II 学校の臨時休業、イベント等の自粛要請に伴って生じた課題への  
対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
  
- III 事業活動の縮小や雇用への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
  
- IV 地方負担への財政措置の拡充等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

## I 医療提供体制の充実、感染拡大の防止

### 1 治療法等の早期確立

#### (1) 治療法等の早期確立【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンを早期に開発し、医療機関において適切な診療が受けられる体制を構築すること

#### (2) 検査体制の確保【厚生労働省】

- ・必要な者にPCR検査を迅速に実施できるよう、地方衛生研究所に対する必要な検査資材等の供給や迅速診断キットの早期開発を行うこと

### 2 医療体制の確保

#### (1) 無症状者・軽症者に関する自宅等での安静・療養への移行【厚生労働省】

- ・重症者等に対する入院医療体制に支障を来さないよう、無症状者・軽症者について、入院医療体制から自宅等での安静・療養に移行できる明確な基準を示し、国との協議を不要とするなど、都道府県が地域の実情に応じて機動的に対応できる措置を講じること

##### 【提案の背景】

- ・感染者数の増加に伴い、重症患者のICUでの受入も増加しており、他疾病の重症患者の受入れ等にも影響が生じている。更なる感染を見据え、地域医療の維持のため、限られた医療資源をどのように配分するかが急務となっている。

#### (2) 感染症患者入院医療機関への支援【厚生労働省】

- ・一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、①対応する医師及び看護体制が別途必要となること、②無症状者・軽症者の診療報酬は、通常的一般病床での治療と比較して低くなること、③風評被害による外来患者の減少が見られること、④医療従事者が感染者となった場合には診療体制の大幅な縮小を余儀なくされること、⑤休床病床を活用するための再開時の設備準備や再開申請費用の負担など、経営上の課題が指摘されている。

このため、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること

### (3) 一般医療機関等での外来診療に向けた支援【厚生労働省】

- ・ピーク時には帰国者・接触者外来だけでなく、一般医療機関や診療所で外来診療を行う必要がある。その体制整備に必要な陰圧テントやクリーンパーティションなど、設備整備費等に対する国庫補助事業を創設すること

#### <参考：本県 3月補正予算>

- ・まん延期を迎えた場合に、一般医療機関及び診療所において外来診療をするための設備整備費を、県単独で支援 [予算額：100,000千円]

区 分	一般医療機関	診療所
対象経費	臨時外来設置経費（テント等）	クリーンパーティション等設置費
補助単価	3,000千円	200千円
箇所数	20施設	200施設
所要額	60,000千円	40,000千円

### (4) 医療専門人材の広域融通制度の創設【厚生労働省】

- ・新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る制度を創設すること
- ・医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援を行うこと

#### 【提案の背景】

- ・医療専門人材については地域偏在が大きいと、県域や県内の医療圏域等を超えて、人材派遣を行うことが必要なケースも考えられる。

### (5) 医療資機材の供給【厚生労働省】

- ・医療現場で支障が生じているマスクや消毒液のほか、著しく逼迫している簡易陰圧装置や防護服、アイシールド、プラスチックガウン等の医療資機材の不足に対し、速やかな調達と医療機関等への優先度に応じた供給を行うこと

### (6) 医療廃棄物の増加に対する支援【厚生労働省】

- ・医療機関の医療廃棄物処理経費の増加に対して、必要な支援を行うこと

### (7) 国の責任における注意喚起【厚生労働省】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に至らない場合であっても、オーバーシュートの発生が懸念される地域等については、明確な根拠を示し、国の責任においてアラートを出すなど、適切な注意喚起を行うこと
- ・その際、都道府県に対して、事前に情報提供を行うこと

### 3 水際対策の強化

#### (1) 水際対策の強化【法務省、外務省、厚生労働省】

- ・ 検疫強化対象地域からの帰国者が感染している事例が増加している。また、検疫所長の指定する場所での14日間の待機や国内における公共交通機関の不利用の要請は強制力を伴わないため、感染者が要請に従わない事例も生じている。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、以下のとおり、実効性の高い水際対策を講じること

- 14日間の待機等を徹底させること
- 検疫所から保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制を強化すること
- 帰国者の待機等に関する費用負担の軽減措置を講じること

#### <水際対策の状況 (3月27日現在) >

	検疫強化対象地域	参考：入管法に基づく入国制限対象地域
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア：中国、韓国、<u>インドネシア</u>、<u>シンガポール</u>、<u>タイ</u>、<u>ブルネイ</u>、<u>フィリピン</u>、<u>ベトナム</u>、<u>マレーシア</u>、<u>イスラエル</u>、<u>カタール</u>、<u>バーレーン</u></li> <li>・ 欧州：15カ国(英国、ギリシャ等)</li> <li>・ アフリカ：エジプト、<u>コンゴ民主共和国</u></li> <li>・ 北米：米国</li> </ul> <p>(注：下線は、3月28日午前0時から追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア：中国(湖北省、浙江省) 韓国(大邱広域市、慶尚北道) イラン(全域)</li> <li>・ 欧州：21カ国(イタリア、スペイン、ドイツ、フランス等の全域)</li> </ul>
対策	<p>以下の対応を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅などでの14日間の待機</li> <li>・ 公共交通機関の不利用(空港等からの移動を含む)</li> <li>・ 待機先と空港から待機先までの移動手段の確保</li> <li>・ 待機先と待機先までの移動手段を検疫所に登録</li> </ul>	<p>左記の要請に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員にPCR検査</li> <li>・ 保健所等による定期的な健康確認</li> </ul>

### 4 衛生用品の安定供給

#### (1) 社会福祉施設等に対する感染予防資材の供給【厚生労働省】

- ・ 社会福祉施設等の利用者・職員の感染を防ぐため、マスクに加え、消毒液等についても、国において量や時期を明確にして、調達・供給すること

#### (2) 一般用の衛生用品の安定供給【消費者庁、厚生労働省】

- ・ 不足しているマスク、消毒液等の安定供給体制や適切な流通体制を確保すること
- ・ 感染者が拡大している都府県におけるマスク等の配布について、国民生活安定緊急措置法に基づく柔軟な対応を行うこと
- ・ 生活関連物資が入手困難となる場合は、国による一括買い取りなど、柔軟な対応を行うこと

## Ⅱ 学校の臨時休業、イベント等の自粛要請に伴って生じた課題への対応

### 1 学校の臨時休業に伴う課題への対応

#### (1) 学校再開に向けた衛生環境の整備【厚生労働省、文部科学省】

- ・ 4月からの学校再開に向けたチェックリストでは、衛生環境の整備やマスクの使用などが示されているが、必要となるマスクや消毒液等については、国において確保し、配布すること

#### (2) 修学旅行等のキャンセル料に対する財政支援【文部科学省】

- ・ 学校の臨時休業に伴い修学旅行等のキャンセルが生じているため、地方公共団体が負担するキャンセル料に対して、財政支援を行うこと

#### (3) 学校給食の休止に対する財政支援【文部科学省】

- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備更新や消耗品購入等に対する学校臨時休業対策費補助金の対象は、学校給食調理業者に限定されている。地方公共団体が所管する単独調理場や共同調理場についても同補助金の対象とするなど、必要な財政支援を行うこと
- ・ 地域の感染状況等を踏まえて、今後、地方公共団体の判断により学校を臨時休業する場合も、今回と同様の財政支援を行うこと

#### (4) 一時預かり事業の対象者の拡大【厚生労働省、文部科学省】

- ・ 保育所や幼稚園、認定こども園等が行う一時預かり事業は、小学生を対象としていないが、今後、地方公共団体の判断により学校を臨時休業する場合、小学生も対象として認めること
- ・ 事業者が従業員の小学生のために一時預かり事業を実施する場合の新たな制度も設けること

### 2 イベント自粛の基準の明確化

#### (1) イベント自粛の基準の明確化【内閣府】

- ・ 密閉、密集、近距離といった感染拡大の条件に該当しないイベントについては、経済の活性化の観点からも、地域の知恵と工夫のもとで実施できるよう、国として再開に向けた明確な基準を示すこと

### Ⅲ 事業活動の縮小や雇用への対応

#### 1 地域経済への影響を踏まえた対策

##### (1) 中小企業の資金調達支援【中小企業庁】

###### ①セーフティネット保証に関する保険料の引き下げ

- ・ 中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証に関する保証料を引き下げ、負担軽減を図る必要がある。このため、日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額し、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料を引き下げる

###### ②セーフティネット保証5号対象業種の指定

- ・ セーフティネット保証5号について、宿泊業や飲食業などが対象業種に追加されたが、売上げが減少し、重大な影響が生じている線香製造業をはじめ全業種について、迅速に指定を行うこと

###### <参考：セーフティネット保証5号の指定状況>

- ・ 3/ 6 40業種を指定（旅館・ホテル、食堂、フィットネスクラブ 等）
- ・ 3/13 316業種を追加指定（乳製品製造業、貴金属・宝石製装身具製品製造業、運動用具製造業 等）
- ・ 4/ 1 79業種を追加指定（予定）（めん類製造業、社会福祉・介護事業 等）

###### ③無利子融資制度の拡充

- ・ 日本政策金融公庫等において実質的な無利子融資制度等の措置が講じられているが、中小企業からの資金調達ニーズが極めて大きいことから、政府系金融機関だけでなく、自治体が行う制度融資も含めて公的な施策を総動員して資金繰り支援を行う必要がある。

このため、地方公共団体が実施する制度融資においても、保証料の無償化や利子補給による利子負担の軽減など政府系金融機関と同等の措置が講じられるよう、地方公共団体が実施する取組に対して財政支援を行うこと

##### (2) 雇用確保に向けた支援【厚生労働省】

###### ①雇用調整助成金の特例措置の対象地域の拡大

- ・ 地方公共団体が緊急事態宣言を発出した地域における、週20時間未満の労働者（雇用保険被保険者でない者）の対象化や助成率の引き上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）などの特例措置について、緊急事態宣言の発出の有無に関わらず全国一律に実施すること
- ・ 支給手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制を充実するとともに、手続きの簡素化を図ること

## ②内定を取り消された学生等に対する支援

- ・ 内定を取り消された学生等の中には、更なるスキルアップを目指し職業訓練を受講する者もいるが、国（ハローワーク）が認定すれば、特定求職者として職業訓練受講給付金（月10万円）が給付されるため、内定を取り消された学生等を特定求職者として、積極的に認定すること
- ・ 内定を取り消された学生等が職業訓練を受講するための訓練枠を別枠で措置すること

## ③外国人労働者への相談支援の拡充

- ・ 外国人労働者が地域で言語の心配なく相談できるよう、ハローワーク等の相談体制を拡充するとともに、地方公共団体が相談窓口を設置運営するための財政支援の拡充を図ること

## ④雇用情勢悪化時の追加対策

- ・ 雇用情勢がさらに悪化した場合には、リーマンショック後に設けられた緊急雇用創出事業など、雇用を生み出すための更なる対策を講じること

## (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・ 0～2歳児は住民税非課税世帯を対象に無償化されているが、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入が減少している者に対しては、所得制限を撤廃するなどの緩和措置を講じること

## (4) 私立高等学校授業料の軽減【文部科学省】

- ・ 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国庫（現行：国庫1/2）で負担すること

## 2 農産物の販売減少への対応

### (1) 花きの消費、活用の促進【農林水産省】

- ・ 各種イベントや学校行事等の中止・延期・自粛により需要が減少している花きの消費や活用の促進を、国として積極的に進めること

### (2) 畜産農家等への支援【農林水産省】

- ・ 外食や輸出需要の減退に伴い、神戸ビーフ等の枝肉価格が急落しているため、肉用牛肥育経営安定対策事業の補填財源の農家負担分（1/4）を、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと
- ・ 枝肉流通の停滞を解消するため、TPP等の関税撤廃以前に実施されていた国による調整保管を時限的に実施すること

#### <畜産物の価格安定等に関する法律における牛肉の価格安定制度（H29限りで廃止）>

※ 近年の発動実績がなく、TPP締結等に伴う法改正時に廃止

- ・ 枝肉卸売価格が急落した際、全国農業協同組合連合会等が買い上げ（市場介入・需給操作）
- ・ BSE発生時にこの制度を準拠した牛肉在庫緊急保管対策事業では、保管に対する費用（倉庫費用、搬出費用等）や、冷凍による商品価値の下落分を国が補助



### 3 大胆かつ柔軟な経済対策の実施

#### (1) 大胆な経済対策の実施【内閣府】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済活動に対する影響は、大きな危機的事態を招くおそれがある。税収の落ち込み、交流人口の激減による観光、ホテル、旅館、飲食などサービス業への影響、商店街など小売業の売上減少、世界的なサプライチェーンの断絶、人や物の動きの停滞による経済活動への深刻な影響など、リーマンショック時を超える事態も予想される。

特に、中小企業・小規模事業者にとっては、事業存続にもかかわる重大な事態となっており、このままでは従業員の解雇や倒産が大量に発生し、事態収束後の産業・経済の立ち直りもままならない状態となりかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の事業費は、リーマンショック時の対策を上回る額を確保し、中小企業等の倒産防止と雇用維持に向け、更なる経済対策を実行すること

#### (2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設【内閣府】

- ・ リーマンショック時に創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のように、ソフト事業・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を設けること
- ・ その際、基金造成を可能とし、複数年での取組も弾力的に執行できるようにするなど、柔軟な制度設計を行うこと

#### (3) 所得税や消費税の臨時・特例的な負担軽減【財務省、総務省】

- ・ 固定資産税の減税を検討中との報道があるが、消費喚起への効果に疑問がある。消費を喚起し、失われた需要を回復するため、所得税や消費税の負担軽減を臨時・特例的に行うこと
- ・ 負担軽減に伴う地方の減収分については、確実に補填措置を講じること

#### (4) にぎわい復活・誘客促進に対する支援【内閣府、総務省、経済産業省、観光庁】

- ・ にぎわいの復活・誘客促進に資するため、国内外からの観光需要の速やかな回復に向けた宿泊割引制度の創設やキャッシュレス還元制度の拡充、プレミアム商品券・地域振興券等の発行、マイナポイント上限額の引上げなど、地域における消費喚起を促進するための集中対策を実施すること
- ・ 訪日旅行控えを解消し、インバウンドの回復を速やかに図るため、政府観光局（JNTO）等が中心となり、海外重点市場向けのプロモーションや情報発信を集中的に実施すること

## IV 地方負担への財政措置の拡充等

### 1 地方負担への財政措置の拡充

#### (1) 地方財政計画の改定も含めた十分な地方財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策は全国的に長期的対応をせざるをえなくなる可能性が高いこと、また国において今後機動的に必要な経済財政政策を行うことも検討されていることから、これらの対応について必要に応じて地方財政計画の改定も含め十分な地方財政措置を講じること

#### (2) 国の対策に対応した地方負担分への財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う地方負担については、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとされているが、その他の財政需要に対する措置額を削減することのないよう、十分な地方交付税総額を確保すること
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う地方負担のうち、特別交付税により措置されない20%については、追加財政需要による対応ではなく、適切な財源措置を講じること

#### (3) 地方単独事業等に対する財政措置【総務省】

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対策として地域の実情に合わせた施策を地方公共団体が推進できるよう、地方単独事業に対しても適切な財政措置を講じること

### 2 窓口業務や警察業務への支援

#### (1) 地方公共団体の窓口業務従事職員への支援【厚生労働省、総務省】

- ・ 備蓄しているマスクや消毒用エタノール等が不足している市町において、窓口業務等に従事する職員についても、国において必要な量を確保、配布すること

#### (2) 警察装備資機材等の整備【警察庁】

- ・ 更なる流行に備え、以下の対策を講じること
  - 警察装備資機材等の整備（感染症防護キット、感染性廃棄物専用袋 等）
  - 被留置者や看守勤務員の感染予防のための衛生用品の配備
  - 陰圧室などを備えた感染予防専用留置施設の設置